

お問い合わせ先

担当者	自治協働課 生活安全係					担当： 奥村 圭祐
連絡先	077-528-2816		内線 2925			
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組	
	3	9	2 2	2	2	

2022年12月9日

歩きスマホによる事故等の防止の街頭啓発について

本市では本年4月に大津市交通安全条例を施行し、交通事故のない安全で安心な社会を目指して取り組んでいます。

この度、歩きスマホに起因する事故や事件を未然に防止することを目的として、「歩きスマホ」の危険性(周囲への注意力が低下し、事故や事件に遭う可能性が高くなる等)について下記のとおり啓発をおこないます。

記

1 日時・場所

令和4年12月14日(水) 13時～14時  
JR膳所駅 改札前、北口タクシー乗り場付近

2 主催

大津市

3 協力

西日本旅客鉄道株式会社、大津警察署、大津交通安全協会

4 実施内容

歩きスマホの危険性について、チラシと啓発品の配布による街頭

5 大津市交通安全条例について

大津市交通安全条例第5条第2項 (道路を通行する者の責務)

道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。